

社会的統合政策に基づく 異文化間教育導入の課題*

菅井英明

Tasks for Introducing Intercultural Education Based on the Policy of Social Integration

SUGAI Hideaki

The OECD has a social integration policy to prevent immigrants from being relegated to the lower ranks of the social structure. It encourages immigrants to make their presence felt at public occasions as part of the community and contribute to their host country in the same way that the citizens of the host country do. This policy guarantees equal access to social welfare, employment and education so that immigrants have a role to play as part of the community in the host country. In Japan, it is unfortunate that this policy has not been introduced to educators and the media, although necessary changes in the social welfare and legal systems for the implementation of this policy were put in place in the last decade. In this paper, I argue that educators involved in inter-cultural education should refrain from committing themselves to relativistic multiculturalism and take seriously the possibility of adopting the social integration policy in the classroom. Educators in the EU countries implemented the social integration policy after experiencing the plague of relativism in the seventies. Now is the time for inter-cultural educators in Japan to start thinking about what they can do for immigrant students to keep up their quality of life in Japan through the implementation of the social integration policy.

キーワード: social integration policy, immigrants' social integration in EU, foreign residents in Japan, immigrant education.

1. はじめに

経済協力開発機構(OECD)は近年、外国人定住者に受け入れ国社会での公的生活に参加させ、職業上の上昇移動と生活状況の改善を促し、社会的な底辺に留まらないようにする「社会的統合政策」を推奨している。具体的には、「外国人労働者の雇用における機会均等、社会保障、教育福祉など各種行政サービスに関する内外人平等や、外国人居住者を不法行為から救済する措置」(桑原 2001、232頁)を含んでいる。

日本では、しかしこの社会的統合政策に対する理解が浸透していない。その背景として、80年代末より、外国人労働者が急増したことを受けて、日本の自治体及び教育者の多くが相対主義的な多文化主義に立ち、外国人定住者の「相違への権利」のみを強調し、受入国として外国人定住者にはどうあって欲しいのかという議論を避けていたことが挙げられる。メディアも同様で、結局日本社会にどう外国人が統合するのか政策的に議論する機会は殆どなかった。

それでも実態として外国人に対する社会保障制度と法制度では既に欧州の社会的統合政策に近いものが整備されている。また就労に関しても厚生労働省発表(平成14年7月)『『外国人雇用問題研究会報告書』の取りまとめについて』にて「外国人の社会的統合」について日本国民が負う社会的コストも考えつつ促進することを提案し、これが社会的統合の重要性を打ち出した初の行政文書となった。

本稿では、日本の教育界ではいまだ外国人に対する教育を相対主義に基づいて行っており、社会的統合に対する理解が進んでいないことの問題点を、主に欧州の例と比較しながら指摘し、直ちに社会的統合政策に基づく教育に移行できるよう、異文化間教育に関わる者は意識の転換が必要となっていることを述べる。

2. 社会的統合政策とは

社会的統合政策とは、外国人がある国に住む際には、受け入れ国民と同程度の社会的、経済的な接触を持ち、社会に貢献できる形の参加をすることを推奨する政策である。OECDが、外国人の国際間の移動に関して、加

社会的統合政策に基づく異文化間教育導入の課題

盟国に対し推奨している政策の一つ（SOPEMI 1997）でもあり、ドイツ、フランス、オランダ等が外国人の定住につきこの政策を採用している。

但し国によって、その細部に関するバリエーションが存在する。特に（1）政治的参加については、フランス、ドイツでは帰化してから行う括弧付きの社会参加であるのに対し、オランダでは地方選挙はオランダ国籍の無い外国人に対しても認めている。また、（2）民族ごとのコミュニティ、特に互助会の形成に対しドイツは統合に必要な公的装置として積極的に位置付けるのに対し、フランスは消極的である。

外国人の社会的統合が、同化や相対主義とどう異なるのかは、政策を行っている国、教育省などに見解で異なる部分があるのだが、最大公約数的に言えば、社会的統合政策とは、外国人にも受け入れ国民と同様の、社会保障の給付、住居の選択、就業という場面における機会の平等があるようにすることであるが、そのために外国人のアイデンティティまで受入国民と同じにする必要はなく、また同じであったとしてもそれは、外国人及びその家族の自主的な選択の結果起きたものとする。結果的に2世、3世は受け入れ国民のアイデンティティに近いものを持つことになったとしてもその原因が主体的選択にあったという点で、同化とは異なっている。また、外国人のアイデンティティはそのままであるとしても、受入国の社会的価値観、理念に賛同し受入国と一種の社会的契約を結ぶことで社会に参加するということから、単にお互いの文化を保持し、「私は私、あなたはあなた」と「相違への権利」を強く主張しあい、社会的な分裂状態を引き起こす相対主義とも異なっている。

3. 社会的統合政策の日本での浸透

メディアに登場することの無い社会的統合政策であるが、現実には日本では、社会保障制度と法制度とで既に社会的統合政策に沿った整備を完了している。外国人との接触に関わる主体には、国際規約・国際条約、国際機関、国家、企業、自治体、地域住民・個人の六つのレベルがあると考えられる。いずれのレベルにおいても社会的統合政策に沿った整備を終えており、以下に表で示す。

表1. 社会的統合政策の浸透の程度の三カ国比較

主体のレベル	どのような方法で関わるか	具体例	オランダ ¹⁾	ドイツ ²⁾	日本 ³⁾
国際規約・国際条約	国際人権規約	内外人の平等の原則			
国際機関	OECD ⇒ 「国際的な人の移動に対する政策分類」による政策の推奨	国境の管理 社会的統合政策 送り出し国の労働力送り出し圧力緩和 高度の人材の国際移動の自由化			
国家	国内法の整備 社会保障適用の内外人平等	入国管理 社会保障、社会福祉関係法整備 各種労働関係法整備			
企業	使用者 ⇒ 労務安全衛生管理義務	労働災害、病気の場合の治療費捻出、生活援助			
自治体	公共福祉、各職場、病院、学校、公共サービスへのアクセス	公営住宅 病院 ⇒ ことば、分娩、保険制度 県市町村 ⇒ 保険制度の補填、雇用斡旋、納税生活扶助 初等教育機関 ⇒ 小学校、中学校 ⁴⁾ 自治体又は学校での言語教育、補習			
地域住民・個人	近隣関係、友人関係、商店経営、ボランティア活動、宗教活動	住居、公園、買い物、宗教施設での礼拝			

4. なぜ社会的統合という観点が議論されなかったのか

実態として社会的統合政策に沿う制度が整備されているにもかかわらず、なぜそれが日本のメディア、及び教育界では議論されなかったのであろうか⁵⁾。その理由は、日本人のメディア・知識人が、ニューカマー外国人が定住し始めた 80 年代から国内における外国人問題の原因探しに狂奔したことである。そのため、当の外国人定住者がどう日本社会と関わればよいのかという社会的統合の観点が不在の、以下のような不毛なアプローチと論議を次々と生み出していった。

(1) 鎖国主義 VS 開国主義⁶⁾: 「日本人が変らなければ」論である。外国人が来たときに生じる諸問題の根源は日本人の単一文化・単一言語の民族性にあるのだという考え方である。この種の日本人論に基づく考えは 80 年代だけでなく今日でも根強く存在する。多文化主義が広く自治体などにも受け入れられ相手の文化の理解が強調されているのも、文化の相違を意識した上で何かを行うという必要から出ているのではなく、この意識の延長なのである。

しかし平均的日本人にとって、無数にある送り出し国全ての言語を理解し、その文化に通暁することは非現実的であり、日本人が変わるのには自ずと限界がある点が忘れられている。何より多文化主義を標榜する自治体職員や教員が、完璧なバイリンガルである事例を知らない。社会的統合政策の観点から山本(1995、301-304 頁)は、ドイツでも同様にあった「ドイツ人もトルコ語を学ぶ制度をつくらなければいけない」という主張に対し、ドイツにいる外国人はトルコ人だけではないと批判している。

このような「鎖国論」は国際労働力移動を受入国の観点からだけ見た考え方に基いており、外国人の流入は、経済学で言うプッシュ(送り出し国の経済的要因)とプル(ホスト国の労働者の需給)の関係で決定するという国際労働力移動の重要な側面を見逃してきた。外国人受け入れに際して起きる問題は、受入国一国の「国民精神」「国民性」「民族性」で解決される問題ではない。国際労働力移動には各国に共通した課題というのがあるのであり、だからこそ OECD が推奨する政策枠組みでは受入国と送り出し国とが協力して送り出し圧力を下げるような様々な形態での対策が講じられ

ているのである。

(2) 法学的アプローチ(又はルポタージュ的アプローチ) VS 政策主張的アプローチ: 不法滞在の外国人が公共住宅に入居できなければ、「人権」を理由に救済しなければいけないといった、ある特定の不法滞在者の人権救済のケースに注目する論調だが、その他大勢の合法に滞在する外国人定住者及び日本人の人権を無視しがちになっていた。合法定住外国人と不法滞在者とを一緒にするのは不公平を生む。現在、外国人登録を行っているものは、公的賃貸住宅に関して入居制限はない(1992年の建設省住宅総務課からの通達、石井・稲葉 1996、44頁)のだが、不法滞在者は公営住宅に入居できない。もし不法滞在者を入れたら合法定住者や日本人低所得者が入れる住宅が減ってしまう。実際、オランダでは1970年代にオランダ人低所得者世帯と外国人労働者世帯との間で住宅を巡る競争が起きていた。外国人労働者の都心部への集住の結果、ゲッターにならないよう分散化政策を試みたのだが、外国人労働者に郊外の住宅を割り当てた結果、都市部に住んでいたオランダ人低所得者から「逆差別だ」との声があがった。結局都市部を再開発し、ニーズの同じ低所得オランダ人と外国人労働者に同じルールで社会賃貸住宅(公営住宅)を割り当て成功した(下平 1991、230-2頁)。

この特定の個人の救済に着目するのと反対のアプローチとして、あたかも日本人全体が意志を持っているかのごとく「外国人の導入は経済大国の責務」、「少子化に応ずるため必要」「大学生の数が減っているから」と政策的に提言することは今日でも多いが、いずれの場合でも、具体例と実情を証明する数値的根拠がなくただの感情論となっていた。後藤(1993)は、「少子化のため、労働者が足りなくなるから外国人労働者の導入を」、という論に反対し、女性の社会進出や男性の農業・製造業から建設業への労働力の効率的配分で対処できること、また労働者の受け入れは「経済大国の責務」という論には、出稼ぎは、送り出し国にとっては、貯蓄等の効果が無く、農村人口を破壊するので、メリットが無いこと、外国人の単純労働者は、日本に対して外国の知識をもたらすような経済学で言う労働以上の「外部経済」がないことを証明し、単純労働者を受け入れるメリットは経済

社会的統合政策に基づく異文化間教育導入の課題

学的には無いことを実証した。今後この種の政策論にはそれを証明する数値的な裏づけが必ず必要となるであろう。

(3) 国際交流 VS 植民地教育: 国際交流の枠組みを定住志向のある外国人に当てはめようとするが多々あった。国際交流的アプローチは外国人をいつまでも外国人にしておき、それを長期滞在予定の外国人自身は嫌がる。「母国から新たに編入してきた生徒への通訳を頼んでも『自分はそのような言葉知らない』」と拒否する中学生や、国際理解教育の行事として実施される母国の踊りに加わらない小学生も少なくない」(太田 1996、138 頁)という例が報告されている。このような子弟は後述する「異なることに頓着しない権利」を主張しているのである。

又、外国人子弟が義務教育校に通うのを見て、植民地時代の再来 = おしつけと捉える向きもあった。日本で教育を受けさせることは植民地教育の再現ではなく、また父母も普通教育は押し付け、とは受けとっていない。「父母にはただ働きに來ただけなのに、こんなに子供の勉強を見てもらえらなかつたと思わなかつたと感謝されている」(日本労働研究機構 1997、50 頁)、という例が報告されている。ここまで外国人に対する見方が飛躍していると、この種の論者には日本が台湾や朝鮮を統治していた時代の教育に対する理解もないのではないかと疑わざるを得ない。

(4) 相対(多文化)主義 VS 同化主義: 相対化は国際機構の中での参加国間での話し合い、また個人での外国人同士での付き合いには有益かもしれないが、国内での社会的な場所では混乱を招く。国内の教室では、構成員 1 人 1 人の文化や民族性、言語の違いに教師が合わせていくことは不可能である。教室には中国、フィリピン等、複数国から生徒が来ている場合が多いが、仮にある国の言語を教師が理解できたとしても、それを使った教室活動を行うことは、他の母語話者に著しく不公平である。

また、外国人子女が帰国せざるを得ない場合に備えて母語教育を行うべきという考え方に対しても同様に不可能と考えられる。社会的統合政策では、このような母語教育の問題は、受け入れ国が行うことではなく、送り出し国が考える問題であると現在では捉えられている。ドイツでは、トルコ政府がトルコ語教師を派遣するという形でトルコ語教育を行っている(山

本 1995、352 頁)。またトルコ語よりラテン語やフランス語を学習するのが有利と考えるトルコ人生徒がいることも注目に値する(山本 1995、351 頁)。母語が専門職につき生活していく上で役に立つかどうかの判断し、保持していくのは家族や外国人子弟、コミュニティの選択によるものである。

相対主義の反対極として考えられる同化とは、民族的アイデンティティや文化的独自性の放棄を指すが、同化しなければ、受け入れ国社会の公的生活に参加したり、職業的な上昇移動を目指し生活状況の改善を行う社会的統合が出来ないというわけではない。社会的統合と同化が、どう違うのかについては様々な説明がなされているが、ドイツ・ノルトラインヴェストファーレン州政府の外国人政策の要綱の3では、以下のようにその違いをまとめている。

統合とは、異境の地において自力で行動する能力を個々人が身に付けることを意味する。一回限りの現象を意味するのではなく、我々の社会におけるたえざる過程を意味するのであり、ドイツ人と外国人の相互偏見の除去、積極的な活動と貢献が統合の前提条件となる。統合は民族アイデンティティや文化的独自性の放棄を強要するものではない。しかしこれらは滞在の長期化と統合水準の上昇と共に意味を失うことがありうる。統合の程度を決めることができるのは、外国人本人でなければならない。行政は統合を強制できるのではなく、支援することができるに過ぎない...統合は同化の前提であるが、同化は州政府の外国人政策の目的ではない(山本 1995、289 頁)。

すなわち、アイデンティティや文化的独自性まで、受入国のそれと同じにするかどうかは、外国人である両親と子弟の主體的な選択に任されているのであり、受入国の教育機関の義務はあくまで、専門的な職業に就き、公的扶助等受けることなく社会生活を送れるように子弟を教育するということに留まるのである。

以上の4つの論調はいずれも国際間労働力移動という観点が抜け落ちていた80年代から90年代に起きたものであるが、外国人定住者の実態が広く紹介された現在でも一定の説得力を持つことは問題である。特に、未だ社会的統合という概念の浸透していない異文化間教育者にとって、相対主

義的な多文化主義は唯一の外国人子弟との接し方と考えられている。しかし、欧州では相対主義による教育に対しては既に 25 年前から反省が行われ、その反省に立ち、速やかに社会的統合政策による教育へと移行していった経緯がある。5 節においてフランスを例にこの変遷を具体的に見る。

5. 教育の現場をどう考えるか—70 年代からのフランスの公教育の体験—

フランスは 80 年代から公教育に社会的統合政策を導入してきたが、その背景には 70 年代の過度な異文化の尊重を教室に持ち込んだ反省がある。この経緯は池田（2001）にまとめられている。池田によると、「70 年代を通して目指されてきたのは、移民の子供を通常の学級の中で学習していけるようにすることであり、異文化尊重も最終的にはこれを達成させるための一手段としての側面を持っていた」（2001、125 頁）のだが、子供の多くがフランスで生まれ育ち、彼等がフランス文化の中で育てば育つほど、「異文化の尊重や『相違への権利』といった主張が『フランス的になっている』彼等を排除する結果を招くようになってきた」（2001、125 頁）のである。

池田は以下のように述べる。

「相違への権利」は、実現すべき社会の具体像を描く段階になると、その有効性を示すことが難しくなる。なぜなら、その主張を徹底させようとすると、各文化が相互に無関係に併存し、フランス社会としてのまとまりを維持することが出来なくなってしまうからである。文化相対主義的発想に基づく異文化対応は、スローガンとしては力を持ちえても、現実的にフランス社会の豊かさの源泉として異文化を位置付けようとするとき、異文化を価値あるものとして保存していくという方法を取るかぎり、その目的に到達できないばかりか、逆効果になる可能性さえ出てくるのである（2001、125 頁）。

ここでは、異文化の過度な尊重、保持が、移民が存在するホスト国社会の理念実現の障害になることが認められている。結局、異文化に属するということを権利として認めれば、当然、もともとマジョリティであるフランス人集団の権利も認めるべきで、後発で来る民族集団も含めて「俺も、俺も」と次々と権利を主張する者が現われ続け、国家が分裂状態に置かれ

るのである。池田によれば、フランスではその反省から現在は「異なることに頼着しない権利」(2001、126頁)が主張されている。

教室内での子弟の社会的統合に関しても70年代と80年代では大きく変化して来ている。70年代のフランスの学校に移民を入れるという「学校教育を受ける機会の民主化」(教育へのアクセス重視)から、80年代にはフランスの価値観である「平等」を実現するため「(外国人子弟が)学校においていかによい成果を納めフランス国内で正当な職業的地位を得るか」(池田2001、126頁)という点(教育でのプロセス重視)に移行してきた。というのも、いくら、フランス人と同じように学校に入っても、移民の子弟という集団が、学業が振るわず、皆結局低所得の職業にしかつけないような統計が現実に出てくるようでは、真の意味での平等な社会の実現にはならないからである。

異なることが無条件に良いことと異文化教育では捉えて、それを教育内容に反映させることもまた無条件に善であると捉えがちである。しかし池田はそれについて「(外国人子弟の)持っている文化的特性を価値あるものとして認めていくという姿勢自体の中に、それらの文化に対する蔑視が入り込む危険性があり」(池田2001、127頁)得ると述べている。移民の子弟が、ホスト国において社会的生活を営めるようにという観点から言えば、教育制度が異質性に着目しすぎ、それを前面に打ち出しつづけることは、実は差別をいつまでも助長していくだけのものなのである。学校の中で「(外国人子弟の持つ)文化的特性を理解の対象にしようとすることは、現実社会にある差別(支配—被支配関係)を学校の中で確認させるだけになってしまう」(池田2001、127頁)のである。

以上が相対主義から社会的統合政策へと、あるいは「相違への権利」から「異なることに頼着しない権利」へと移行したフランスの公教育の体験である。

6. 異文化間教育に関わる者の意識転換と今後のアプローチ

現在の日本の外国人子弟に対する教育の実態は、フランスにおける70年代と似た状態である、ということができる。ちょうど「教育へのアクセス

社会的統合政策に基づく異文化間教育導入の課題

権」が浸透し、外国人定住者子弟に対して過度の相対主義が強調されている段階である。外国人の異質性を強調した授業内容を考えたり、外国人子弟の文化を学校内や教室活動で紹介し続けることを、教育者はあたかも、その子弟のためになるものと無条件で思いがちであるが、実際は日本における専門職への就労の機会を剥奪し、差別の助長と固定を行っている皮肉な結果となっているのである。実際、既に外国人子弟の不登校、不就労が多く報告されるようになっている。

外国人子弟に、母国の歌を歌わせ、料理を作らせる、その国の話を材料に教材を作る、わからないことがあったら、母語で言わせる等はまさに差別を固定化する教室活動である。あるいは「母語の保持や親の文化の理解が大切」と教師が独りよがり「よかれ」と信じていることも、全て外国人子弟の安定した将来を奪う誤った信念である。池田も簡潔に「外国の言語や習慣、芸能等を紹介することで異文化理解を進めていこうとする実践が、かえって外国人の子供たちを固定した過去の存在にしてしまうことにも気づかなければならない」（2001、225頁）と現在の国際交流的、異文化尊重の教育内容に対し警告している。

立場を自分に置き換えて考えてみればよくわかる。ある外国に自分が小学生として定住することになったとして、朝から晩まで着物を着せられて日本の踊りを踊らされ、しかも、毎日通っている学校で、その受け入れ国の肝心な価値観、思考、専門的な技術・行動様式、といったものを身に付ける機会がその国の人間より明らかに少く与えられていたら、果たしてその国で安定した収入を得る専門職に就労できるであろうか。単純作業なら従事できるかもしれない。が、公務員や高度な意思決定を必要とする職業への道は閉ざされてしまう。

外来の思想を継受する際に新しいものが良く見え、旧来のものを十分に評価しないまま無視してしまうのは、外来思想継受国の宿痼である。相対主義が輸入される前に既に在日朝鮮人と台湾人の社会的統合は進んでいたものと思われるが、社会的統合の結果、彼等の価値観、行動様式、教育程度などがどういうものになっていたのか評価が乏しかったこともあって、既にヨーロッパ各国が社会的統合政策による教育に移行した時期に入って

きた相対主義を自治体や教育委員会がよかれと思うようになったのは無理からぬことかもしれない。

また、相対主義の蔓延から、過度の「相違への権利」が唱えられ、それへの反省として社会的統合あるいは「異なることに頓着しない権利」が考えられるようになったという25年以上にわたるフランスの経緯は全く伝わっていないのは残念である。外来思想の継受は華々しく見えるところどころの時間の「点」の部分だけを受け入れることが多く、全体としての流れそのものを継受することは難しいのである。

7. 社会的統合政策に課せられた今後の諸問題

外国人の社会的統合については、受入国の努力だけでは解決できない問題も多い。それらの多くは外国人の自主的選択と社会参加を必要とするものである。そして以下のような問題の解決には外国人定住者の意思を代表出来る規模のコミュニティの存在が必要で、そのコミュニティが主体的に判断し、議論を行う必要がある。

① 子弟が義務教育後、高校、高等教育機関、専門学校等に進まず低学歴に留まる問題。マイノリティ子弟の最終学歴が低いことを指摘する例が多く出されている。具体的には、ドイツ基幹学校の場合は山本(1995、356頁)に、オランダのトルコ系とモロッコ系第二世代の場合は下平(1991、239頁)にそれぞれ報告されている。また文化的・宗教的背景から親が女子を進学させたくない例も報告されている。これについてはドイツのトルコ人のケースが鴨澤(1991、180頁)に報告されている。このように、子供にどこまで教育を受けさせたいのか、教育にどの程度の価値を認めるのかについては親の意識の転換が課題となってくる。

② コミュニティ全体の社会的地位の上昇志向の問題。先に来たエスニックコミュニティの構成員が後に来る構成員に対し底辺化しないよう上昇志向を持たせなければいけない。ベトナム難民として日本で生まれた若者が大学に行くことによって同国難民の後輩を激励している報告があり(ド・ヴァン・ルック 2001)、このような努力が必要である。

住居面での上昇志向も必要である。マイノリティのコミュニティは、移

社会的統合政策に基づく異文化間教育導入の課題

民連鎖(先に来た男性が家族を呼び寄せたり、先に住居取得に成功したものが他を同一居住区に呼ぶ)により同じ地区に集住しやすい。外国人居住区をゲットー化させないというのが社会的統合政策の基本である。ドイツの住宅政策に関しては山本(1995、307頁)が、オランダの場合は下平(1991、223頁)が報告しているが、日本でも外国人は特定の団地に集団で住むことが知られている。いずれ、専門職に就く2世3世が出て、集住をやめないと、ゲットー化する可能性もある。

③ 帰国志向、帰国せざるを得ない場合の手当ての問題。外国人子女が帰国せざるを得ない場合に備えて母語教育を行うのは、ドイツにおける、トルコ政府によるトルコ語教師の派遣の例のように受入国ではなく送り出し国の義務であるが、送り出し国の経済状態によっては、それが不可能な国もある。

④ 労働していない婦人に社会的接触が少ない問題。外で仕事を持たない婦人等は社会的接触が少なく、また受け入れ国の男性は職場で外国人を見るが、受け入れ国の女性は外国人と接触がないことが指摘されている(山本1995、376頁)。日本でのごみ捨て問題が際立って大問題に映るのもこのせいと思われる。

⑤ 外国人による地域住民、受け入れ国に対する貢献の問題。社会的統合政策の立場では、外国人は扶助を受ける存在になるのではなく、積極的に受け入れ国に対して貢献することが期待される。場合によっては、どの国の出身者がどれだけ貢献していて、どこがしていないかという評価も出る。ドイツでは既に、契約労働者および戦後の東からの難民が、庇護申請者(トルコ、バングラデシュ、イラン、レバノン等の経済的難民)より連邦共和国の経済成長に貢献した経験から、「...どのくらいの数の、どこからの移民が良いのかという議論が行われている」(トレンハルト1996、206頁)。しかしこの評価が一度定着すれば、貢献しない国出身の定住者が底辺化する恐れもある。

⑥ 異なる在留資格間、世代間での断絶をどうするか。在留資格が異なっていたり、世代が異なると相互に無視して、ある程度発言を集約し代表するコミュニティへと発展しない。また受け入れ国民が関与してそれを組織

するのも限界がある。幸い外国人による互助会が立ち上がっているケースがあり、群馬県大泉日伯商工会には、ブラジル人経営による16店が加盟しており、日系人商店の宣伝と、外国人救済のためのボランティア活動も行う(日本労働研究機構 1997、8頁)。

これらの点について、今後、外国人定住者が自分達は日本社会にどう統合していくのか、どう貢献していくのか、自分達で意見を集約し、自分達でその道を選択していけるようになることを願う。

8. 結語

本稿では社会的統合とは何かを紹介し、社会的統合政策による教育を直ちに開始する必要性があることを述べてきた。しかし日本国の行政制度、教育制度が社会的統合政策を行う欧州のそれと同じになったとしても、直ちに外国人定住者が日本人と全く同じように社会参加するようになるものではない。社会的統合政策は、外国人定住者に受入国が対処する際の魔法の万能薬ではない。いくら内外人平等原則が制度として確立されても、実際に日々接する受け入れ国民と外国人定住者との間には葛藤、軋轢があり、原則をどう実際の生活に反映させるのか、受け入れ国民と定住希望者との間で更に議論を深める段階にきている。

既に「外国人定住者の底辺化」は進んでおり、親はいわゆる3Kの職につき、子供は義務教育について行けず不登校になることが日常的になりつつある。また留学生も飲食店でのアルバイトに毎日を費やし、1、2年で大学を放校になる例が増えている。争点を失った知識人やメディアは意図的に外国人定住者を無視している段階にあるが、そのような受入国による無視が「外国人の底辺化」を加速することのないよう、異文化間教育者による早急な意識の転換が必要である。

注

- * 本稿は、2002年8月に行われた神田外語大学異文化コミュニケーション研究所の第12回夏期セミナーにて発表した「社会的統合政策に対する異文化間教育者の理解の必要性」を基に加筆したものである。また本研究は、科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))「日本語教育における評価法に関する基礎的資料整

社会的統合政策に基づく異文化間教育導入の課題

備とその分析」(研究代表者 菅井英明)の一部として行われた。

- 1) 下平 (1991) 及びアントン・フェルコフ氏(日蘭学会)へのインタビューを元に作成。
- 2) 山本 (1995)、鴨沢 (1991) を元に作成。
- 3) 手塚 (1995)、全国労働基準関係団体連合会・中央労度災害防止協会 (1994) を元に作成。
- 4) 「日本政府は...国際条約の批准を経た今日では、希望する外国人には義務教育諸学校への就学を許可するという立場に立っている。」(太田 1996、124 頁)
- 5) もう一つの理由としては、外国人に関する議論がかまびすしかった 90 年代初頭には、ニューカマー外国人自身が定住を志向しているのかどうかの実態調査が無かったことが挙げられる。しかし、桑原 (2001、255 頁) が行った 1996 年の浜松での意識調査では定住化への予兆を示す証拠が出ている。それに伴い日本での文脈で「社会的統合」という用語が、ここ一、二年で使われるようになった(井口 2001、桑原 2001 等)。
- 6) 「グローバリゼーションにおける自由な人・物・金の移動」といったレトリックの特に人の自由な移動について、OECD の人の移動に関する政策対応は明確に否定している。OECD (SOPEMI 1997) は、国境の管理と警備を強化して入出国の審査を厳正にすると共に、送り出し国の出稼ぎ者の送出圧力を下げるよう、送り出し国に直接投資(生産工場を建設するなど)をし、現地での雇用の増加を奨めている。

参考文献

- 井口泰 (2001) 『外国人労働者新時代』ちくま書房。
- 池田賢市 (2001) 『フランスの移民と学校教育』明石書店。
- 石井由香・稲葉奈々子 (1996) 「住宅問題」宮島喬・梶田孝道 編『外国人労働者から市民へ』(41-64 頁)有斐閣。
- 太田晴雄 (1996) 「日本語教育と母語教育」宮島喬・梶田孝道 編『外国人労働者から市民へ』(123-143 頁)有斐閣。
- 鴨沢巖 (1991) 「西ドイツのトルコ人」社会保障研究所 編『外国人労働者と社会保障』(153-186 頁)東京大学出版会。
- 桑原靖夫 (2001) 『グローバル時代の外国人労働者 どこから来てどこへ』東洋経済新報社。
- 後藤純一 (1993) 『外国人労働者と日本経済 マイグロノミクスのすすめ』有斐閣。
- 下平好博 (1991) 「オランダの移民労働者と社会的統合政策」社会保障研究所 編『外国人労働者と社会保障』(217-255 頁)東京大学出版会。
- 社会保障研究所 編 (1991) 『外国人労働者と社会保障』東京大学出版会。
- ディートリヒ・トレンハルト (1996) 「ドイツにおける移民と地域政治—統合政策、

- その課題、問題点」宮島喬・梶田孝道 編『外国人労働者から市民へ』(205-220頁)有斐閣。
- 手塚和彰(1995)『外国人と法』有斐閣。
- 日本労働研究機構(1997)『外国人労働者が就業する地域における住民の意識と実体』調査研究報告書 97号。
- 宮島喬・梶田孝道(1996)『外国人労働者から市民へ』有斐閣。
- 山本健兒(1995)『国際労働力移動の空間【ドイツに定住する外国人労働者】』古今書院。
- SOPEMI. (1997). Trends in International Migration: 1996. Paris: OECD.
- 厚生労働省、「外国人雇用問題研究会報告書」の取りまとめについて、2002年7月15日発表、2002年7月12日掲載、検索 2003年3月20日。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0705-3.html>。
- (財)アジア福祉教育財団難民事業本部、インドシナ難民について知りたい!、日本で暮らすインドシナ難民定住者、シリーズ「定住者の声」No.8、ド・ヴァン・ルック「ベトナム人であることの誇り」(2001年2月)、検索 2003年3月20日。<http://www.rhq.gr.jp/know/kurasu.htm>